

ご相続のお手続きについて

この度はご親族さまのご逝去に接し、衷心よりお悔やみ申し上げます。

当組合とお取引いただいているお客さまが亡くなられた場合には、相続のお手続きが必要となります。お客さまがお亡くなりになったことを当組合が確認できた時点で、通常のお取引を停止させていただきますので、あらかじめご了承ください。



全東栄信用組合

お手続きの流れ

ステップ 1 お亡くなりになったご連絡



□お取引店舗にご来店、またはお電話にてお申し出ください。

ステップ 2 必要書類のご案内



□お取引の内容、手続き方法、必要書類についてご案内いたします。
※お取引の内容、相続方法に応じ、ご準備いただく書類が異なります。
「相続手続きに際してご用意いただく書類について」をご参照ください。

ステップ 3 必要書類のご準備



□ご案内した必要書類をご用意してください。
□お渡しした書類にご署名、ご捺印(実印)をお願いいたします。

ステップ 4 書類のご提出



□ご準備いただいた書類を、お取引店舗へご提出ください。

ステップ 5 お支払い等のお手続き

□ご提出いただいた書類を確認させていただいた後に、払戻し等の
手続きをいたします。

残高証明書の発行をご希望の方はお取引店舗へお申し出ください

相続のお手続きが完了するまでのお取引について

- (1) ご預金のお引出し、ご入金についてはお取扱いができなくなります。
- (2) 口座振替のご契約がある場合、口座振替が停止となりお支払いできません。
公共料金等、口座振替中の諸代金のお支払いは、別途お支払いただくこととなります。
- (3) 振込のお受取りについては、入金のお取扱いができなくなります。
家賃等の振込入金がある場合は、入金指定口座を変更していただく必要がございます。

お問い合わせ先

ご不明な点は、お取引店舗までお問い合わせください。

[店舗連絡先一覧](#)

相続手続きに際してご用意いただく書類について

相続のお手続きの際にご用意いただく書類です。ご確認の際にご利用ください。

確認欄	ご用意いただく書類等	ご注意いただくこと	入手先
1. 当組合所定の書式			
	相続手続依頼書	相続人全員の方の署名、捺印(実印)が必要です。	当組合
2. 必ずご用意いただくもの			
	被相続人(お亡くなりになられた方)の戸籍謄本 除籍謄本 改製原戸籍謄本 相続人の方の戸籍謄本等 または 認証文付きの法定相続情報の一覧図の写し (上記の戸籍謄本などは不要となります。)	原則として被相続人が生まれた時から亡く なられた時までの期間の連続した戸籍謄本。 相続人の方が結婚などで除籍されている 場合は、現在の戸籍謄本をご用意ください。 (被相続人の戸籍謄本で確認ができる場 合は不要となることがあります) 法務局でのお手続きを行うことで交付を受ける ことができます。	本籍地の市区 町村の窓口など 法務局
	相続人の方全員の印鑑証明等 (発行後6か月以内のもの)	相続人全員について、各1通 (海外にお住いの方は、在外公館交付の サイン証明書・在留証明書等。 遺言執行 者がいる場合は、その方の印鑑証明書)	現住所の市区 町村の窓口など
	通帳・証書・キャッシュカード・出資証券等		お客様
3. 遺産分割協議書が済んでいる場合にご用意いただくもの			
	遺産分割協議書	相続人の間で、遺産分割協議書が作成 されている場合	お客様
4. 公正証書遺言による場合にご用意いただくもの			
	公正証書遺言書	家庭裁判所の検認調書謄本は不要です。	
	遺言執行者がある場合は、下記書類等も併せてご 用意下さい。 ①遺言執行者選任審判書 ②資格証明書・印鑑証明書・身分証明書	遺言書で遺言執行者が指定されている場合には ①遺言執行者選任審判書 は不要です。	
5. 自筆証書遺言による場合にご用意いただくもの			
	自筆証書遺言書 または 遺言書情報証明書	家庭裁判所の検認調書謄本が必要です。 自筆証書遺言書保管制度を利用し、法務局に遺 言書が保管されている場合	検認手続は 家庭裁判所 法務局
	遺言執行者がある場合は、下記書類等も併せてご 用意下さい。 ①遺言執行者選任審判書 ②資格証明書・印鑑証明書・身分証明書	遺言書で遺言執行者が指定されている場合には ①遺言執行者選任審判書 は不要です。	
6. 審判・調停がなされている場合にご用意いただくもの			
	審判書正本または謄本および審判の確定証明書	遺産分割審判があった場合	家庭裁判所
	調停調書正本または謄本	遺産分割調停があった場合	家庭裁判所
7. 信託銀行・弁護士等を遺産整理受任者に指定している場合にご用意いただくもの			
	相続人の方全員の信託銀行・弁護士等宛の委任状	信託銀行の場合 資格証明書 印鑑証明書・身分証明書	
8. 払戻請求者の方にご用意いただくもの			
	本人確認書類	代表相続人、遺言執行者、代理人(弁護士等)	
	預金の支払いを受ける方の実印(当組合所定の 相続手続依頼書を提出する場合は不要です。)	当組合所定の相続手続依頼書を提出しない公正証 書等による手続きの場合には、払戻請求書及び預 金証書裏面の受取欄の記名押印が必要となります。	

全東栄信用組合